

仕様書等の一部訂正について

令和8年3月23日付けで公告した「8年度檜山署【乙部地区】保全整備（保育間伐等・地
拵・植付）第2号」の仕様書について、下記のとおり訂正します。

令和8年3月25日

分任支出負担行為担当官
檜山森林管理署長 徳永 隆則

記

訂正箇所

【仕様書等2】

P15

請負事業作業仕訳書（A）

既設路維持・修繕（森林作業道）の摘要欄

（誤） 計8,485m

（正） 計1,815m

P18

特記仕様書

別添のとおり【10 その他】の項目を追加

誤

特記仕様書

8年度檜山署【乙部地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第2号について、下記の事項を定める。

記

1 保安林内作業行為協議の知事同意内容の説明

当該事業の事業地は保安林に指定されており、当該事業に係る保安林内作業行為協議の申請中であり、知事の同意後に事業を着手すること。（別紙「事業地毎の作業条件」参照）

2 伐採について

(1)列状間伐箇所においては、調査木の標示（ナンバーテープ）の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。

(2)調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。

3 濁水防止対策

当該事業において、濁水発生が危惧される場合は、丸太や側溝を利用し濁水防止に努め、事業終了後には撤去すること。また、大雨時などは、監督職員等と協議のうえ実行すること。作業終了後には、水切り等の保全措置を行うこと。

4 既設道及び土場の維持修繕等に関する事項

(1)既設道等の維持修繕

事業実行に必要な既設道等については、車両等の通行に支障が無いよう維持修繕を行うものとする。

(2)既設道等への敷砂利

既設道及び土場等への砂利敷均については、事業実行及び運材に支障が無いよう次に定める仕様により行うものとする。

①敷幅：3 mの範囲内

②敷厚：10～20 cm

③切込砕石：0～80 mm級

なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を完了検査時に提出すること。

※「納品書等」とは、砕石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。

(3)除雪

当該事業の事業地へ通じる通勤路（公道を除く）については、車両の通行に支障がないよう除雪を行うものとする。

5 システム販売

当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、採材寸法及び検知等について別途指示する。

6 誤伐防止

誤伐防止のため、別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。

7 事業期間の指定

当該事業地のうち、誘導伐（1478 へ林小班）については、地拵・植付を伴うことから、令和8年10月30日までに作業を完了すること。

8 ナラ枯れ拡大防止対策

ナラ枯れの被害に関する対応について、別紙「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」（北海道水産林務部林務局森林整備課）に基づき適切に対応するほか、監督職員の指示に従うものとする。

また、事前踏査及び事業実行中に被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は立木にテープ等で表示するとともに、位置情報を速やかに監督職員等へ報告すること。

9 協定苗木の使用について

植付作業で使用するすべてのコンテナ苗について、北海道森林管理局長と下記苗木生産者で「コンテナ苗の苗木安定需給協定」を締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
有限会社谷口精光園 北斗市本町2丁目2番3号 TEL 0138-77-8101	カラマツ	1号(150CC)	5,930本 (秋植)

正

特記仕様書

8年度檜山署【乙部地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第2号について、下記の事項を定める。

記

1 保安林内作業行為協議の知事同意内容の説明

当該事業の事業地は保安林に指定されており、当該事業に係る保安林内作業行為協議の申請中であり、知事の同意後に事業を着手すること。（別紙「事業地毎の作業条件」参照）

2 伐採について

(1)列状間伐箇所においては、調査木の標示（ナンバーテープ）の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。

(2)調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。

3 濁水防止対策

当該事業において、濁水発生が危惧される場合は、丸太や側溝を利用し濁水防止に努め、事業終了後には撤去すること。また、大雨時などは、監督職員等と協議のうえ実行すること。作業終了後には、水切り等の保全措置を行うこと。

4 既設道及び土場の維持修繕等に関する事項

(1)既設道等の維持修繕

事業実行に必要な既設道等については、車両等の通行に支障が無いよう維持修繕を行うものとする。

(2)既設道等への敷砂利

既設道及び土場等への砂利敷均については、事業実行及び運材に支障が無いよう次に定める仕様により行うものとする。

①敷幅：3 mの範囲内

②敷厚：10～20 cm

③切込砕石：0～80 mm級

なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を完了検査時に提出すること。

※「納品書等」とは、砕石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。

(3)除雪

当該事業の事業地へ通じる通勤路（公道を除く）については、車両の通行に支障がないよう除雪を行うものとする。

5 システム販売

当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、採材寸法及び検知等について別途指示する。

6 誤伐防止

誤伐防止のため、別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。

7 事業期間の指定

当該事業地のうち、誘導伐（1478 へ林小班）については、地拵・植付を伴うことから、令和 8 年 10 月 30 日までに作業を完了すること。

8 ナラ枯れ拡大防止対策

ナラ枯れの被害に関する対応について、別紙「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」（北海道水産林務部林務局森林整備課）に基づき適切に対応するほか、監督職員の指示に従うものとする。

また、事前踏査及び事業実行中に被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は立木にテープ等で表示するとともに、位置情報を速やかに監督職員等へ報告すること。

9 協定苗木の使用について

植付作業で使用するすべてのコンテナ苗について、北海道森林管理局長と下記苗木生産者で「コンテナ苗の苗木安定需給協定」を締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
有限会社谷口精光園 北斗市本町 2 丁目 2 番 3 号 TEL 0138-77-8101	カラマツ	1 号(150CC)	5,930 本 (秋植)

10 その他

1494 林班及び 1495 林班の材について、ワラビノ右支線作業道の入口が河川により分断され通行不可となっていることから国有林内（1493 林班）を迂回し既設土場に集材及び巻立を行うこと。